明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三五）　一

〔告　示〕

○種苗法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（**農林水産**九四四、九四五）　四

○資源管理基本方針の一部を改正する告示（**同**九四六）　五

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**九四七、九四八）　三

○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**九四九、九五〇）　三

○肥料の登録が失効した件（**同**九五一、九五二）　六

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**九五三）　元

○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**九五四）　二

〔資　料〕

四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇二一年一～三月期）（内閣府）　二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四

特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　六

地方公共団体
行旅死亡人関係　六

会社その他
会社決算公告　七

省令

○農林水産省令第三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三日

農林水産大臣　野上浩太郎